

平成30年度 第8回三郷区地域協議会

次 第

日時：平成31年3月26日(火)午後6時30分～
会場：三郷地区公民館 集会室

1 開 会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 第6次行政改革推進計画及び事務事業評価の結果について (20分)

4 議題

(1) 自主的審議事項「三郷区の人口減少について」 (60分)

5 事務連絡

6 閉 会

第6次上越市行政改革の概要

平成31年度
2019年度 → 平成34年度
2022年度

行政改革とは、市民の皆さんのが安心して暮らしていくように、将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の仕事やその方法などを見直し、必要に応じて変えていく取組です。

人口減少や少子高齢化が進むとともに、財政収支の不均衡が顕在化し、さらに公共施設等の老朽化、子育てや福祉分野の政策推進に伴う事業費の増加など、市政運営を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しています。

今後の市政運営においては、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、持続可能な行財政基盤の確立に目途を付けなくてはなりません。

このため、上越市では平成31年度から平成34年度までの行政改革の方向性を示した「第6次上越市行政改革推進計画」を策定しました。

市民の皆さんと「まちの将来像」と共に考えながら、生活を支える基礎的な行政サービスを提供していくために、行政内部における業務の更なる効率化を図るとともに、必要性や優先度が低く、民間と重複したり、過剰となっている行政サービスを見直す必要があります。

「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、市政運営と地域を支える取組を進めています。

上越市を取り巻く課題

人口減少・少子高齢化の進行

当市の人口は毎年減少が続いている、現在の約20万人が2045年には約14万人まで減少すると推計されています。(図1)

このまま人口減少が進行すると、市政運営や市民生活に大きな影響を及ぼすことも懸念されます。(図2)

このため、行政サービスの選択と集中を図るとともに、長期的な視点でまちの将来像を描き、その実現に向けた取組を進めることが必要です。

歳入・歳出の不均衡

市の財政は、平成28年度以降、毎年度発生する収支不足額を財政調整基金¹⁾からの繰入金で補てんしています。

このままで、近い将来、この基金が枯渇し、必要な行政サービスを賄えなくなることが想定されます。

このため、歳入を確保しつつ事業の見直し等による歳出削減を行い、持続可能な行財政基盤の確立と限られた経営資源の最適配分のための行政運営手法の見直しが必要です。

施設等の維持管理経費の増大

当市では、類似団体（施行時特例市²⁾）の中で市民一人当たりの延床面積が最も多い³⁾など、人口規模に比べ多数の公共施設を保有しています。機能が重複する施設がいくつも存在する一方で、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況も認められます。

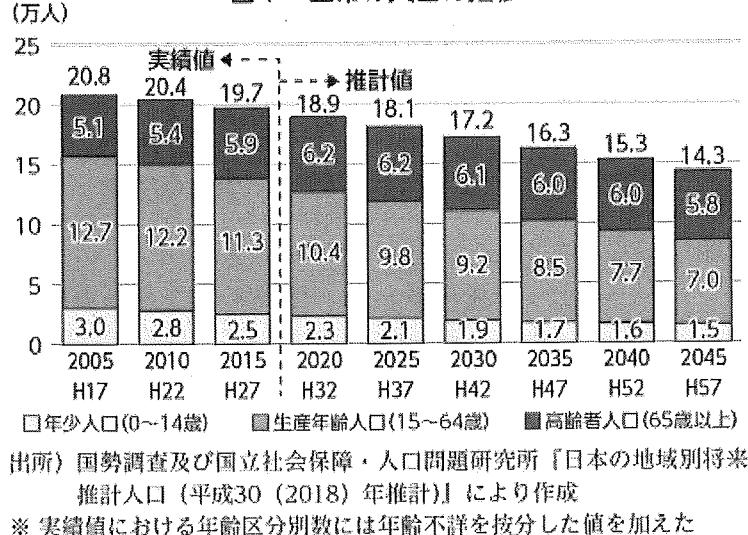
今後は、人口減少に伴う施設利用者の減少による使用料収入の減少や、施設の老朽化による維持管理経費の増大が懸念されます。また、温浴・宿泊施設等の管理運営を目的に設立した法人など第三セクターにおいては、経営状況が悪化している法人もあり、経営の健全化が必要です。

適正な職員数の確保

これまで、定員の適正化に向けた取組を計画的に進めてきたことにより、正規職員の人数は、市町村合併以降、496人減少し、1,894人（平成30年4月1日現在）となりました。

これを類似団体（施行時特例市）と比較すると未が多い状況にあるものの、地勢や気候、合併による広域化など、当市固有の事情も考慮しながら、適正な職員数とする必要があります。

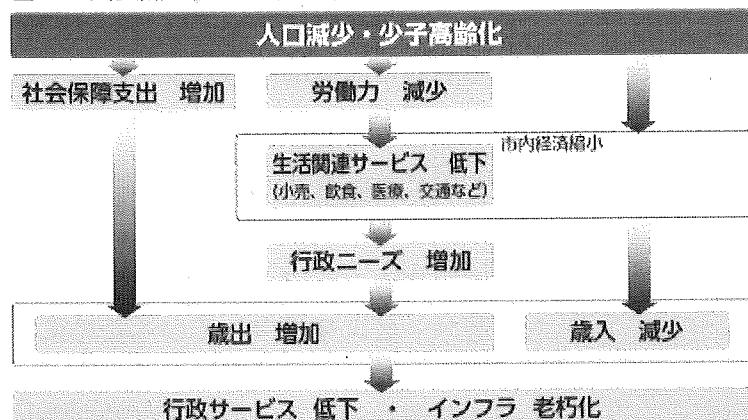
図1 当市の人口の推移



出所) 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」により作成

* 実績値における年齢区分別数には年齢不詳を按分した値を加えた

図2 人口減少等が市政運営や市民生活に与える経済的影響イメージ



1) 財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられている基金

2) 特例市とは、人口20万人以上の市に都道府県の権限の一部を移譲するための制度。平成27年4月1日から、特例市制度は廃止され、中核市制度に統合された。この時点までに特例市に指定されていた市が「施行時特例市」となったもの。施行時特例市は平成27年4月1日時点39市、平成30年4月1日時点31市

3) 出所) 公共施設状況調査（平成29年3月31日現在）

第6次行政改革の取組

「すこやかなまち」づくりを着実に進めていくためには、市政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態であることが不可欠です。

財政収支の均衡を図りつつ、「すこやかなまち」の土台づくりを確実に進め、計画期間終了後に、次のような状態が確保されていることを目指し、基本方策に掲げる取組を進めていきます。

- ・第6次総合計画に掲げた「すこやかなまち」の実現の土台づくりが図られている状態
- ・平成35年度以降において、財政収支の均衡の目途が付いている状態
- ・「経営資源の最適配分」と「最少の経費で最大の効果をあげる」ための市政運営の仕組みが機能している状態

■ 基本方策1 行政運営手法の見直し

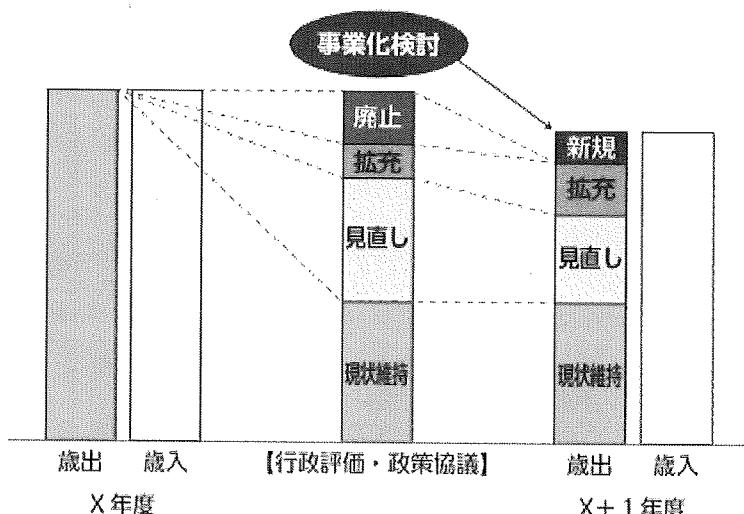
(1) 行政評価の実施

- ・施策の優先度と、事務事業の必要性・有効性・効率性などの視点で評価を行い、見直します。
- ・事務改善等による事務の効率化や経費の節減、民間活力の活用を推進します。

(2) 政策協議の実施

- ・まちづくりの方向性と経営資源を見据え、第6次総合計画の推進に必要な事業を選定し、優先度の高いものから取り組んでいきます。

行政評価、政策協議による経営資源の再配分イメージ



■ 基本方策2 歳入確保の推進

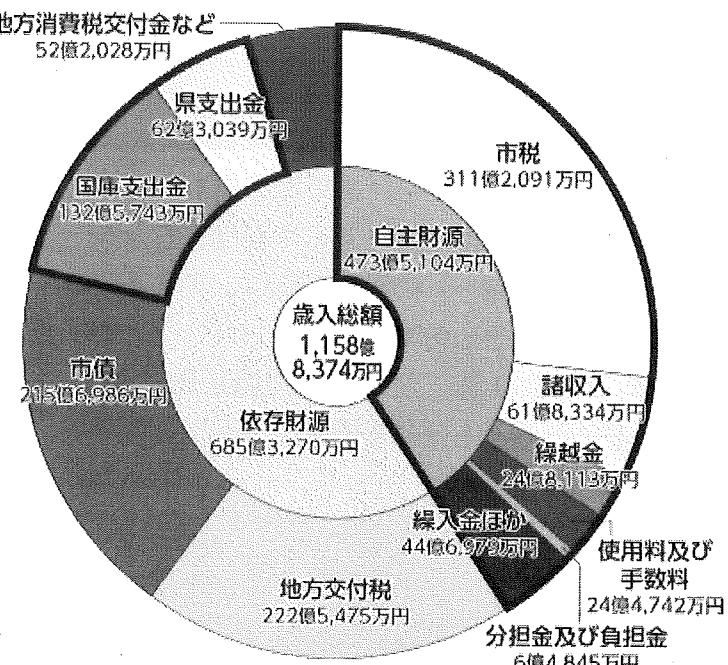
(1) 国県補助金等の確保

- ・情報の収集・共有により、国県等の補助制度や交付金等の有効活用に取り組みます。

(2) 自主財源の確保

- ・未利用財産（土地等）の売却・貸付け、市税等の収納率向上や施設使用料など受益者負担の適正化を推進し、税源涵養の意識を持ちながら自主財源の確保に取り組みます。

平成29年度 歳入決算



※表記単位未満を四捨五入しているため、総額と内訳が一致しない。

■ 基本方策3 公共施設の適正管理の推進

- ・施設の機能や役割に着目し、将来に向けて
　真に必要な施設や機能を顕在化させます。
- ・機能が必要な施設でも民間譲渡が可能な施
　設は、譲渡を推進します。
- ・近いエリアに複数あるスポーツ施設や集会
　施設などは、施設の受入能力や利用状況等
　に応じて統廃合します。
- ・将来にわたり存続させる施設は、適正かつ
　計画的な維持管理方策を具体化し、中長期
　的な維持管理・更新等の経費の削減を図り
　ます。

主な適正配置対象施設の現状

種 別	施設数	うち 経過年数 30年以上		年間 公費負担額
		うち 経過年数 30年以上	うち 経過年数 30年未満	
日帰り・宿泊温浴施設	16	2	14	3億2千6百万円
体育館	19	12	7	1億2千4百万円
貸館・交流施設	18	5	13	1億1千万円
公民館	49	34	15	6千8百万円
プール	4	4	0	3千4百万円
野球場	9	7	2	3千万円
生涯学習センター	12	9	3	1千6百万円
集会施設	23	11	12	1千2百万円

※ 施設数、経過年数は平成30年4月1日現在

※ 公費負担額は、維持管理経費から使用料等の収入を除した経費で、平成26年度～28年度の3か年平均額

維持管理経費は、委託料、光熱水費、修繕料（大規模修繕経費は含まない）その他の経費

■ 基本方策4 第三セクター等の経営健全化の推進

- ・第三セクター等の存廃を含めて検証する抜
　本的改革を含む経営健全化に取り組みます。
- ・存続させる第三セクター等の有効活用と健
　全経営の支援に取り組みます。

当市の出資等の割合が25%以上の第三セクター 平成29年度経営状況

区分	法人数	うち 単年度 赤字	うち 累積 欠損金有	うち 債務超過
会社法法人	8	3	6	1
非営利法人その他 ^{※1}	10	6	—	—
小 計	18	9	6	1
JHD ^{※2} の事業会社	7	4	3	1
合 計	25	13	9	2

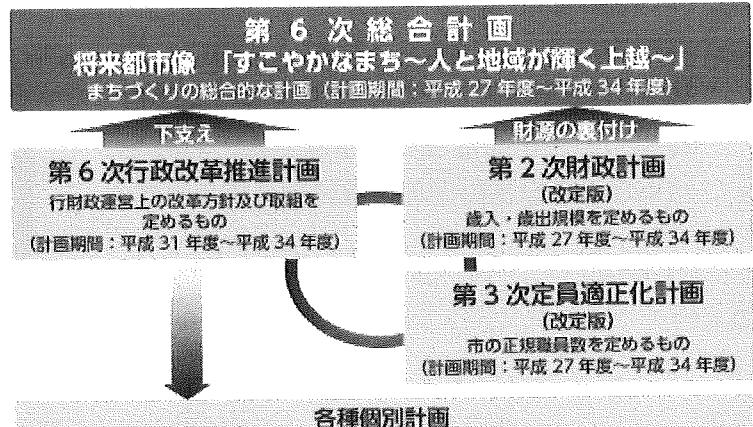
■ 基本方策5 効果的・効率的な組織体制の推進

- ・定員適正化を図り、効果的・効率的な組織体制を構築します。
- ・人材育成方針に基づき、研修や仕事を通じた人材育成を推進します。

計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である第6次総合計画で掲げた将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、その下支えとして策定するものです。

また、「財政計画」及び「定員適正化計画」や各種個別計画とも連携を図り、第6次総合計画を推進します。



- ◆計画及び今後の進捗状況は、市役所木田庁舎1階や各区総合事務所等の市政情報コーナー及び市ホームページでご覧いただけます。
- ◆本計画における年の表記は、新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」としています。

事務事業評価の結果について

1 事務事業評価の実施

(1) 目的

第6次総合計画における施策を評価し、また、施策を実現するための事務事業を評価することにより、限られた経営資源（財源、公共施設等、人材・組織）の範囲で、政策的視点から施策の重点化を明確にするとともに、行政改革の視点から事務事業の必要性・有効性・効率性を検証し、施策の実現に資する重要な事務事業を着実に推進しつつ、事業量と業務量の削減を図るもので、具体的には次の3点を目指します。

- ・財政規模の縮小への備え … 歳入に見合った歳出規模と業務量への見直し
- ・経営資源の最適配分 … 施策評価に基づく施策・事業の重点化
- ・最小経費・最大効果の事業執行 … 目的・目標の再確認及び事業執行の更なる効率化

(2) 対象事業（1,408事業）

- ・平成31年度から平成34年度までに実施を予定する一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く。）の事務事業（1,313事業）

ただし、施設の廃止・見直し等については、平成32年度末までに策定する個別施設計画で検討するため、対象外としました。
- ・予算は計上されていないが、一定以上の業務量を要する事務事業（95事業）

(3) 評価の手順

ア 施策評価

第6次総合計画前期基本計画に基づく42の基本施策を構成する106の「施策の柱」ごとに、進捗や課題を考察し、今後4年間の取組の方向性を明確化した上で、政策的な事務事業の評価に反映しました。

イ 事務事業評価

評価段階	評価者
一次評価	事業所管課が評価項目（必要性・有効性・効率性）に基づき評価し、事業の方向性を判断
事務局ヒアリング	事務局（行政改革推進課・企画政策課・財政課・人事課）が一次評価に対し事業所管課へヒアリング
二次評価	副市長・教育長・政策監が、一次評価及び事務局ヒアリングによる事業の方向性に対し政策的視点で評価
最終評価	市長が二次評価に対し政策的視点で評価

(4) 一次評価の評価項目

評価項目	評価内容
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズ（市民の声や要望、対象者数の推移等）を検証 ・行政関与の必要性（市が実施すべき事業か、民間や国県による代替が可能か）を検証
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成状況、進捗状況、主な成果（平成27年度～平成29年度）を検証 ・政策間の連携による複数分野での相乗効果を検証
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体や類似団体との比較による事業規模・サービス水準を検証 ・民間活力等の活用による事業実施の可否など事業の実施方法を検証 ・事務の効率化・簡素化（経費削減や事業の整理・統合などの可否）を検証 ・適正な受益者負担（事業費やサービス水準とのバランス、自主財源の確保）を検証

(5) 評価結果の区分（事務事業の方向性）

平成34年度までの事務事業の方向性について、次の区分により評価を行いました。

次ページ以降の評価結果一覧については、評価結果のうち、「廃止」「一部廃止」「見直し」「拡充」と評価した事務事業を掲載しています。

なお、平成34年度までの間には、本資料に掲載されている評価結果だけではなく、平成35年度以降の収支均衡を目指し、一層の事務事業の見直しに取り組みます。

評価区分	内容	事業数
廃止	・廃止とする事務事業	25
一部廃止	・事業規模、対象者等を縮小する事務事業	24
見直し	・事業の成果・効果を高めるために内容を見直す事務事業 ・事業の実施主体やサービス提供方法、受益者負担を見直す事務事業 ・今後の方向性について、制度や計画等を含めて検討する事務事業	179
拡充	・事業規模、対象者等を拡充する事務事業	18
完了	・あらかじめ完了年度が設定されており、今後確実に完了が見込まれる事務事業	154
現状維持	・継続して実施する事務事業	1,008
合計		1,408

(6) 評価結果の取扱い

ア 関係者との協議

- ・事務事業評価は、財政収支の均衡を目指すための行政の自己評価であり、今後、関係者等への説明や協議を十分に行いながら取組を進めていきます。

イ 評価結果の反映

- ・評価結果と連動した「財政計画」及び「定員適正化計画」を策定しました。
- ・評価結果に基づく取組を反映した予算編成を実施します。

評価結果一覧【三郷区 関連事業抜粋版】

No.	事業名	事業概要	課等名	評価結果	
				区分	内容
49	生活排水処理推進員による接続促進(農集排特会)	・接続推進員による戸別訪問で接続の推進を図る。 ・きめ細かな相談・啓発等を行う。	生活排水対策課	一部廃止	・生活排水処理推進員の訪問エリアを見直すこととし、農業集落排水事業特別会計における雇用は費用対効果が認められないことから、廃止する。
95	地域協議会の開催	・諮問事項及び自主的審議事項を審議する会議を開催する。 ・地域協議会の運営状況や市政運営等に係る情報共有を図るため、地域協議会会长会議を開催する。	自治・地域振興課		
96	地域協議会委員研修の実施	・地域課題を議論する上で必要性が高いと考えられる市の施策の基礎的な事柄について、委員の共通認識を深めるための研修を実施する。 ・地域づくりの先進地の事例を聞く講演会や視察を行う。	自治・地域振興課	見直し	・現行の地域自治区制度における課題を整理した上で、高齢化や人口減少など市を取り巻く状況の変化を展望し、地域自治区制度の見直しの検討に着手する。
97	地域協議会だよりの発行	・地域協議会の活動状況について住民に周知するため、地域協議会だよりを各区年4回程度(地域の実情に応じて目標を設定)発行する。	自治・地域振興課		
98	まちづくりセンター運営	・3か所のセンターに係る運営・維持管理を適切に行う。	自治・地域振興課		
114	地域活動支援事業	・地域課題の解決や活力向上を図るため、地域活動資金を28の地域自治区に配分し、地域住民の自発的・主体的な取組を推進する。	自治・地域振興課	見直し	・本制度の地域課題解決への貢献度を検証し、更に制度運用の成果が高まるよう見直す。なお、見直しに当たっては、地域協議会の意見を十分に聞き、見直す。
201	農業集落排水事業(縁出金)	・総務省が定める縁出基準に基づき、分流式下水道等に要する経費等について、一般会計からの縁出しを行うほか、歳入不足分について基準外縁出しを行うことにより、農業集落排水事業の経営安定化を図る。	生活排水対策課	見直し	・使用料について、消費税率引上げの際に増税分の改定を行うとともに、下水道事業の経営改善に向け、法適用後の使用料改定についても検討を進める。

上越市立地適正化計画 概要版

平成29年3月

(平成30年7月改訂)

上 越 市

本計画に対する留意点

○津波浸水想定区域について

上越市では、居住誘導区域の設定にあたり、災害の危険性のある地域については、災害防止の観点から区域の検討を行ってきました。

このような中、地震災害などにより発生が想定される「津波浸水想定区域」についても、本来、「災害の危険性がある地域」として居住誘導区域の設定に際し考慮すべき内容ではありますが、現在、新潟県において平成25年度に公表した津波浸水想定図の改訂作業を行っていることから、今回、設定した居住誘導区域の中では、検討事項より除外しております。

なお、今後、新潟県で行っている改訂作業の結果が示された際には、津波浸水想定区域について、家屋倒壊の危険性等を勘案し総合的に判断した上で、本計画の見直しを行います。

○土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)について

当該区域については、居住誘導区域に適さない区域として除外しております。

なお、本計画公表後において、土砂災害特別警戒区域及び洪水浸水区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)の追加、変更が公表された場合、その時点で居住誘導区域から除外したものとみなすものとします。

目次

1 目的と位置付け	1
2 市街地の変遷	3
3 基本方針	4
4 居住誘導	6
5 都市機能誘導	8
6 誘導重点区域	12
7 施策	14
8 目標	15
9 届出	15

1 目的と位置付け

(1) 策定の背景と目的

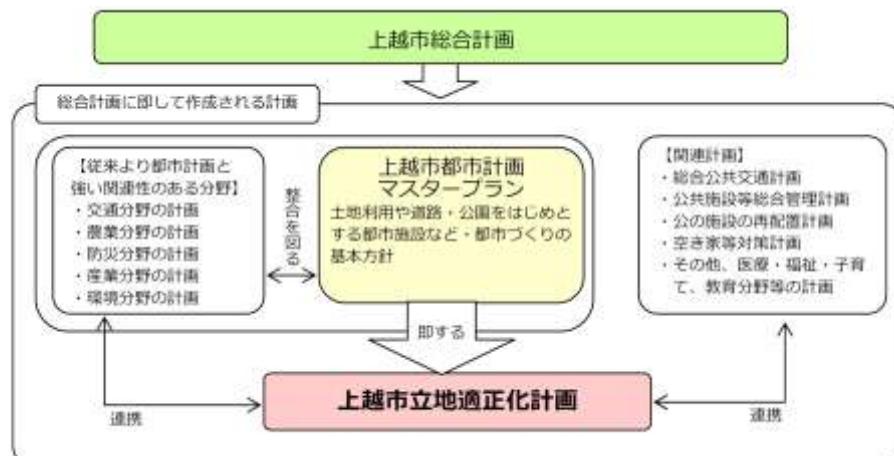
上越市は、平成17年の市町村合併により21万都市となり、平成19年には特例市へ移行しました。しかし、上越市の人口は、昭和60年をピークに減少傾向にあり、今後も人口減少と少子高齢化の進展が予測されています。まちづくりを進める上で踏まえるべき様々な変化に対応したまちの姿を示すため、上越市都市計画マスターplanを平成27年に改訂し、これまでの「量的拡大」から「質的向上」への転換を図り、快適で充実した都市空間を形成し、各拠点が相互に連携した持続可能な都市構造を目指すとしています。

そのような中、平成26年の都市再生特別措置法の改正により、市町村が策定することが可能となった立地適正化計画は、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、国が定めた「国土のグランドデザイン2050」の基本的考え方に基づく「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるものです。都市全体の観点から、居住機能や医療、福祉、商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画として、具体的に誘導すべき区域、施設、施策などを定めます。

(2) 計画の位置付け

本計画は、上越市第6次総合計画（平成26年策定）と上越市都市計画マスターplan（平成27年策定）を上位計画とし、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成による日常生活に関わる都市機能の集約とともに、地域の個性をいかした拠点の形成に向けた具体的な区域設定や施策を立案するための計画として位置付けます。

また、従来より都市計画と強い関連があった交通・農業・防災・産業・環境などはもとより、医療・福祉・健康・子育て・教育・交流・コミュニティなど幅広い分野の政策とも連携します。



(3) 本計画で定めるもの

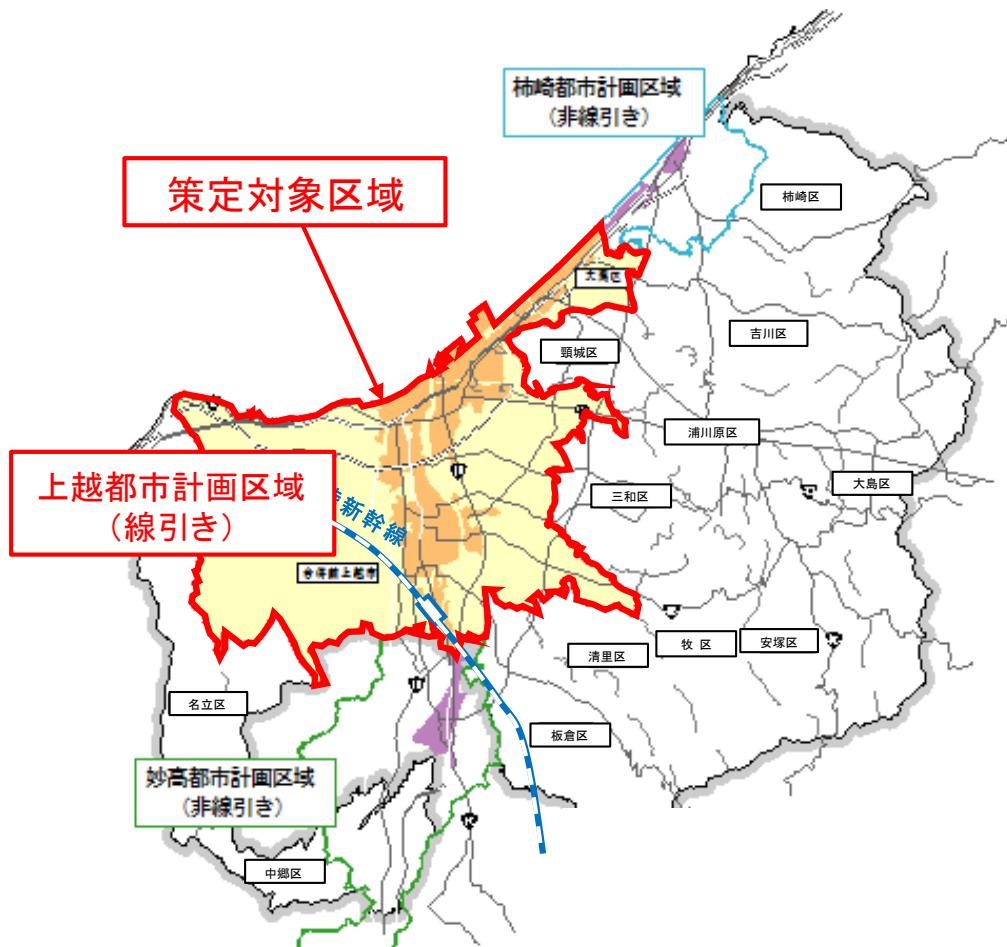
本計画に定める事項は、以下のとおりです。

- ・立地適正化計画の区域
 - ・居住誘導区域及び居住誘導施策
 - ・都市機能誘導区域、誘導施設及び都市機能誘導施策

この他に、上越市が独自の取組として誘導重点区域を定めます。

(4) 計画の対象区域

本計画において対象とする区域は、上越市に存在する3つの都市計画区域のうち、市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に線引きしている上越都市計画区域を対象とします。



(5) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、上越市都市計画マスタープランの目標年次に合わせ平成46年（2034年）とします。また、概ね5年ごとに評価を行い、必要に応じて見直し等を行います。

上越市立地適正化計画の目標年次：平成46年（2034年）
(見直しサイクル：概ね5年)

2 市街地の変遷

上越市では、これまで人口増加や経済成長を背景に市街地の拡大を図り、上越インターチェンジ周辺や上越妙高駅周辺などの新たな拠点が加わり、まちの姿が大きく変化してきました。

1970年代 未線引き都市計画区域

- 直江津市と高田市が合併（1971年）
- 旧直江津市、旧高田市を拠点とし、その中間である春日山地区に市役所等が建てられ、3つ目の拠点が誕生（1976年）
- 当時の市街地面積は現在の約半分程度（ 23.16 km^2 ）



1980年代 線引き都市計画区域（当初）

- 北陸自動車道の開通や新興住宅地の開発など、経済成長に伴い市街地が徐々に拡大
- まちなかから大型商業施設が移転するなど、郊外移転の兆候が見受けられる

1990年代 線引き都市計画区域（第1回見直し）

- 上越インターチェンジをいかした土地区画整理事業を展開し、新たな拠点が誕生
- この頃、商業施設や大学、病院などの郊外移転や人口密度の低下が始まる

2000年代 線引き都市計画区域（第2回見直し）

- バブル崩壊
- 大規模小売店舗立地法の施行や経済低迷も相まって、郊外移転や人口密度の低下が加速

2009年～現在 線引き都市計画区域（第3回見直し）

- 人口減少、少子高齢化
社会に突入
- 北陸新幹線新駅の上越妙高駅周辺が新たな拠点として加わり、5拠点となる
- 市街地面積は、直江津・高田の合併時に比べ約2倍に拡大（ $23.16 \text{ km}^2 \rightarrow 44.34 \text{ km}^2$ ）

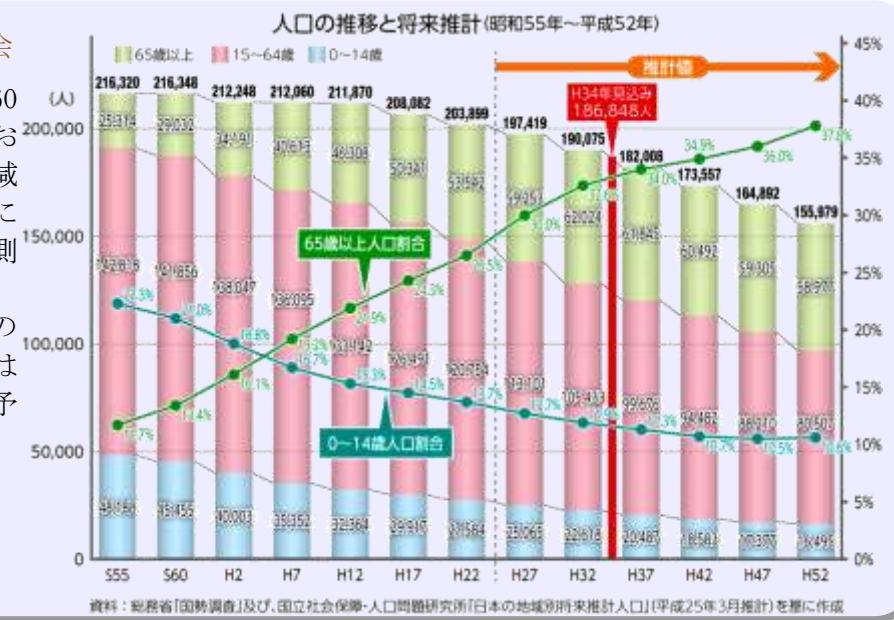


3 基本方針

(1) 現況と課題

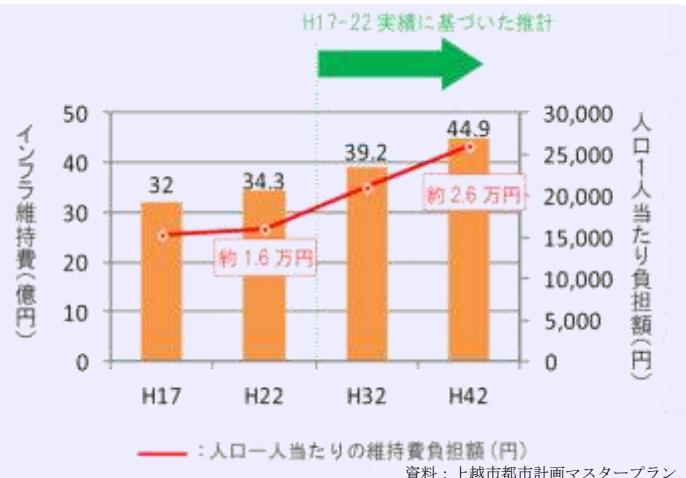
人口減少・少子高齢化社会

- 上越市の人団は、昭和60年以降徐々に減少しており、今後はさらに人口減少が進展し、平成42年には約17万人になると予測されています。
- 高齢化率は、平成22年の26.5%から平成42年には34.9%まで上昇すると予測されています。



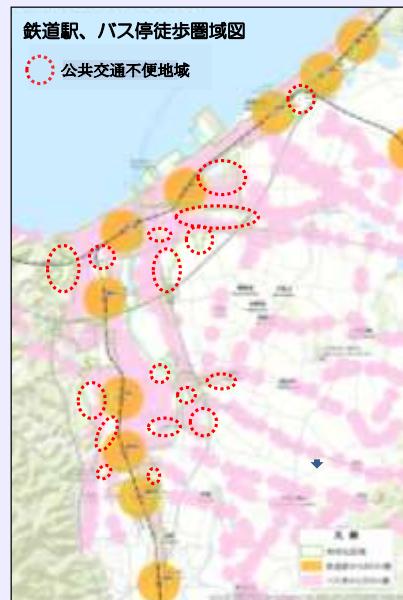
インフラ維持管理費の将来見通し

- 都市基盤施設の老朽化に伴い維持管理費は年々増加し、人口減少が進行するなかで市民1人当たりの負担額も増加しています。
- 平成22年の約1.6万円/人から、平成42年には約2.6万円/人と約1.6倍になると推計されています。



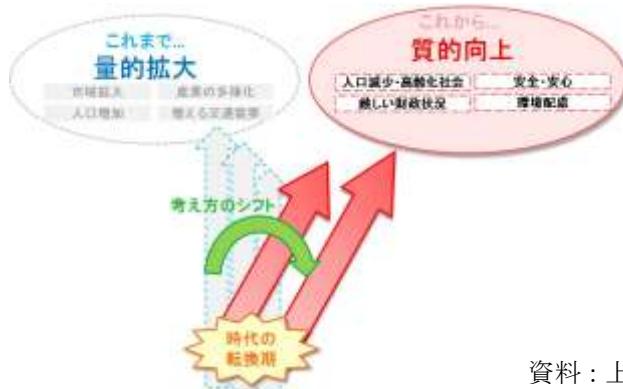
交通環境の変化

- 現状では、上越妙高駅～直江津駅間と直江津駅～潟町駅間の市街地において鉄道及び比較的運行頻度の高いバス路線が維持・確保されていますが、一方で路線バスの運行頻度が低いエリアや公共交通不便地域も存在しています。
- さらなる人口減少による利用者数の減少も見込まれており、公共交通の利便性の高い地域であっても人口維持を図らなければ、利用者数の減少により公共交通不便地域が益々拡大することが懸念されています。
- 補助金支出は年々増加傾向にありますが、今後、厳しい財政状況が予想される中、補助金の減額等が予想され、サービス水準の低下や路線廃止なども懸念されています。



(2) まちづくりの基本理念

上越市都市計画マスターplanに示した大きな方向性では、今後予想される人口減少・少子高齢化や地球環境問題、ライフスタイルの多様化の中で、今後のまちづくりは、「量的拡大」から「質的向上」に転換し、持続可能なまちを目指すこととしました。



資料：上越市都市計画マスターplan

(3) まちづくりの基本方針

上越市都市計画マスターplanで掲げた4つの基本方針を踏襲しながら、人口減少、少子高齢化社会に対応した持続可能なまちを目指します。

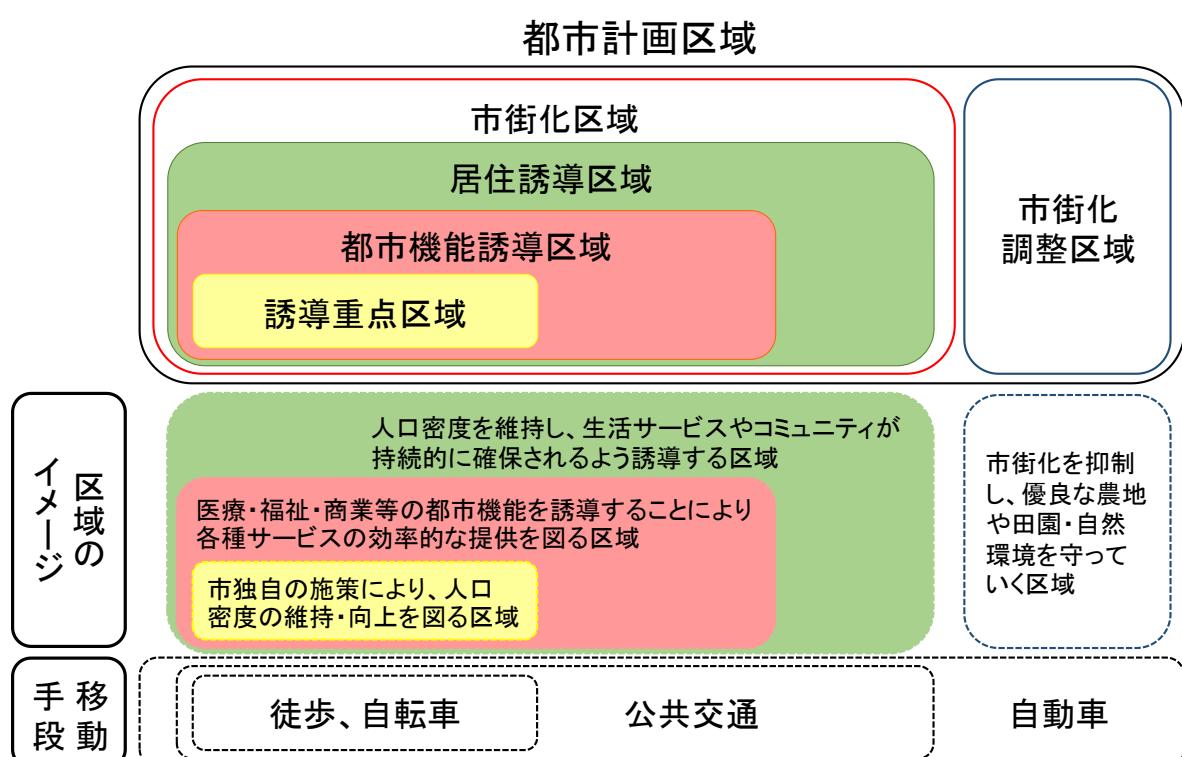
上越市都市計画マスターplanに掲げる4つの基本方針

- 1 活力のあふれるまちづくりの推進
- 2 拠点とネットワークを強化するまちづくりの推進
- 3 豊かな田園・自然と共生するまちづくりの推進
- 4 災害に強いまちづくりの推進

資料：上越市都市計画マスターplan

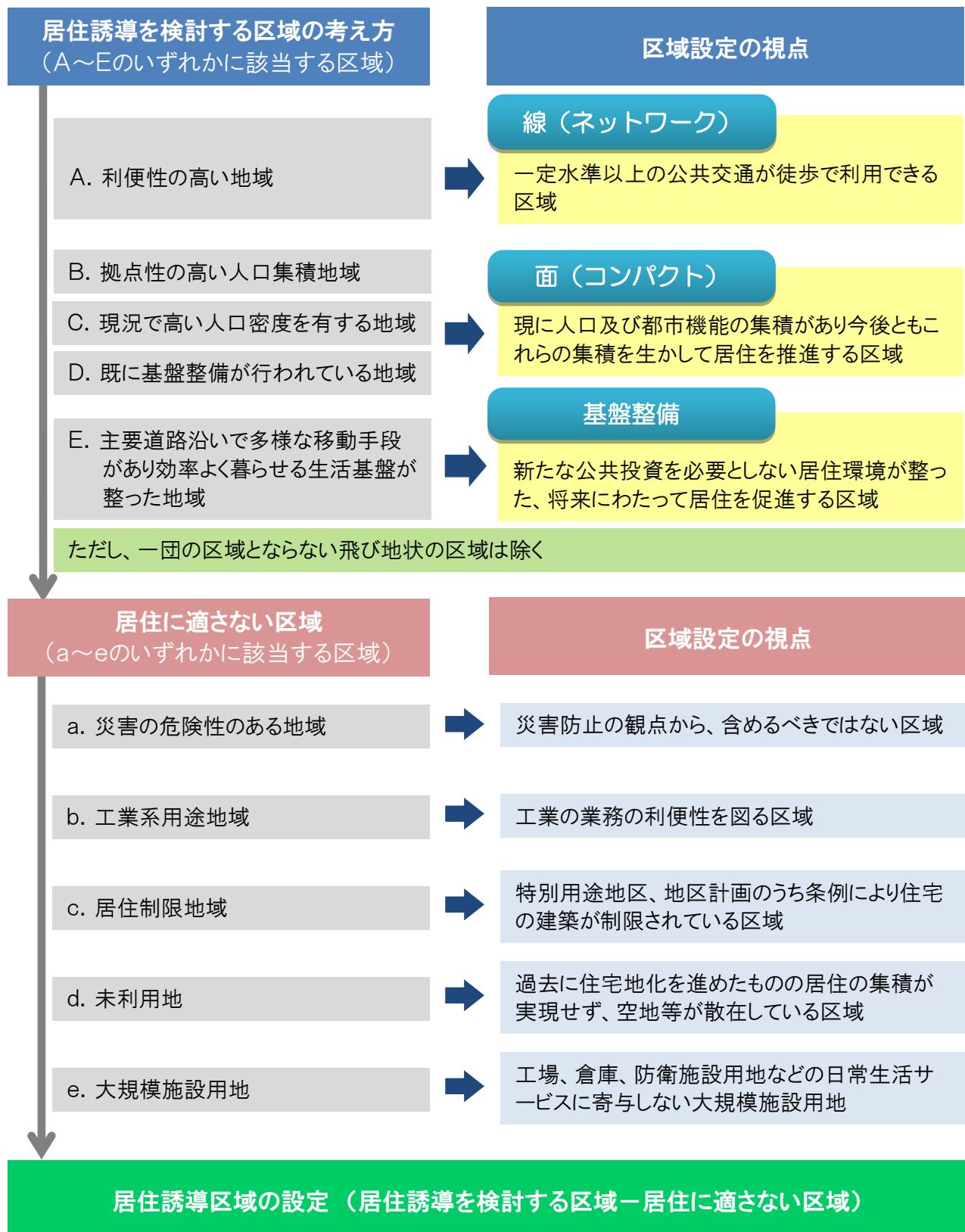
(4) 立地適正化計画で定める各区域のイメージ

立地適正化計画で定める居住及び都市機能誘導に関する区域とイメージは以下のとおりです。



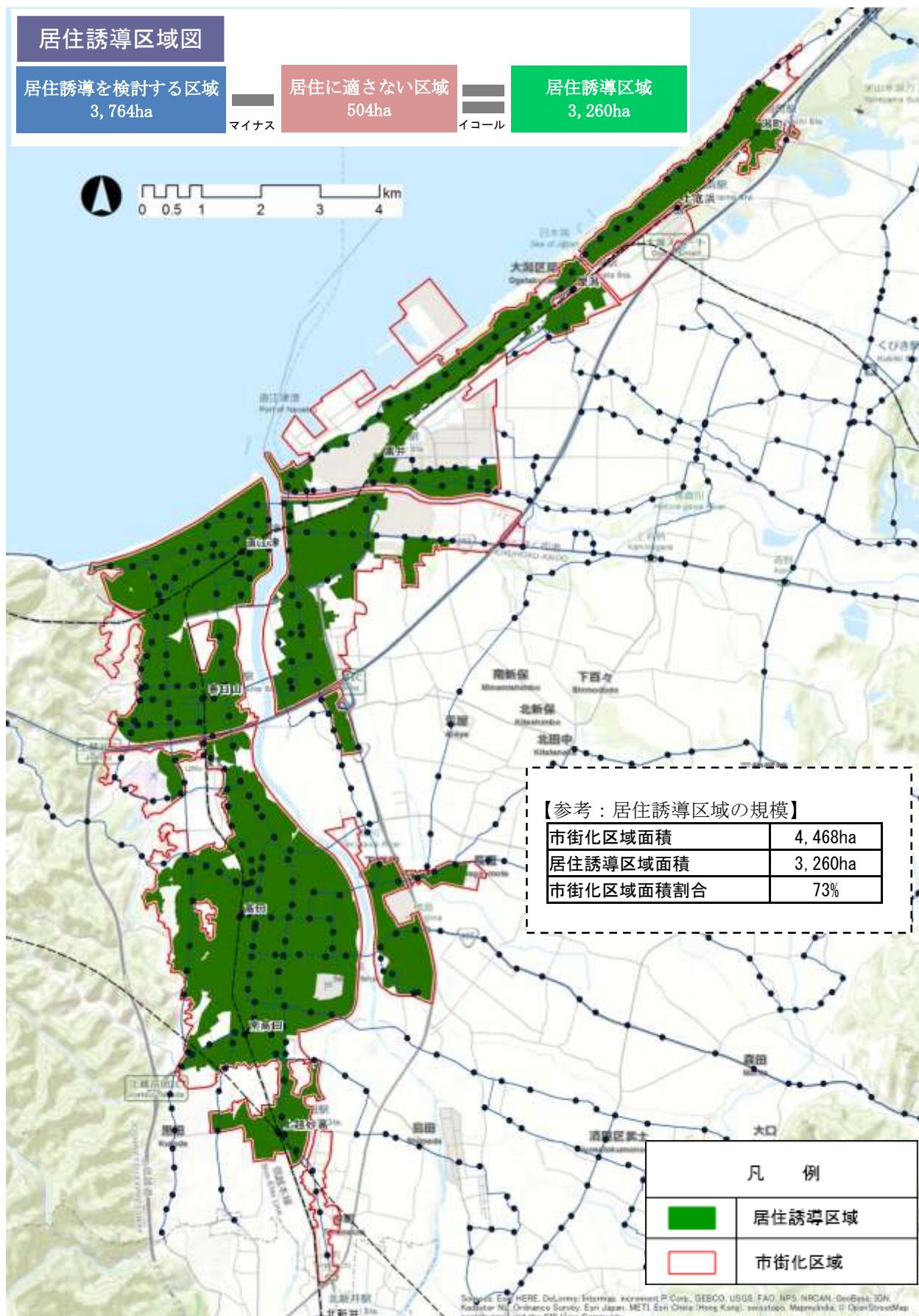
(1) 居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域の設定にあたっては、「人口の動向」、「土地利用の状況」、「公共交通の利便性」、「防災」という4つの項目に着目し、基本的な考え方を示します。



(2) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域を以下のとおり設定します。



(1) 都市機能誘導の考え方

人口減少や少子高齢化が進むなか、市民の暮らしを支え、まちの活力を維持するためには、医療・福祉・商業等の生活サービス施設等の適正な立地を図ることが重要です。

都市機能を誘導する区域、施設を定め、各地区の拠点機能に応じた「暮らしを支える拠点」の構築を目指します。また、拠点同士のネットワークの形成により、市全体として総合力の高いまちを目指します。

施設の「誘導」は、既存施設の維持・新規誘導のほか、複合化・機能強化の考え方を含みます。なお、都市機能誘導区域の設定は、都市機能誘導区域外の生活サービスを低下させるものではありません。

【都市機能誘導の方針】

- 医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点や地域拠点等に誘導することにより、各種サービスの効率的な提供を図る
- 上越市都市計画マスタープランを踏まえ、暮らしを支える拠点の構築を目指す

(2) 拠点の位置付け

上越市都市計画マスタープランでは、市内外からの安定的な機能集積地を、拠点が備える機能に応じて、「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」「ゲートウェイ」の4つに区分しています。

都市拠点である「直江津地区」「春日山駅周辺地区」「高田地区」、地域拠点である「大潟区総合事務所周辺地区」、ゲートウェイである「上越妙高駅周辺地区」「上越インターチェンジ周辺地区」の計6地区を都市機能誘導区域として設定します。



資料：上越市都市計画マスタープランを基に作成

(3) 都市機能誘導区域の設定方針

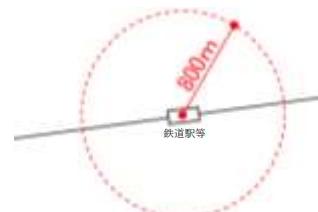
都市機能誘導区域は、各種生活サービス施設の効率的な提供が図られる必要があるため、居住誘導区域の内側に設定します。

都市機能誘導区域の設定については、公共交通機関である鉄道駅及びバスの停留所から歩いて利用できる範囲を基本として、以下の検討フローにより設定します。

都市機能誘導区域の検討フロー

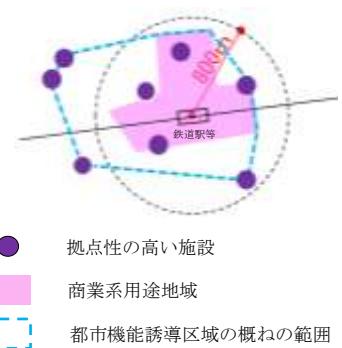
STEP I 基本となる範囲の設定

- 都市機能誘導区域の基本となる範囲として、鉄道駅等、拠点となる中心から半径800mの範囲を設定します。
※徒歩圏域である半径800mを基本とします。



STEP II 現在のまちの成り立ち(広がり)を確認

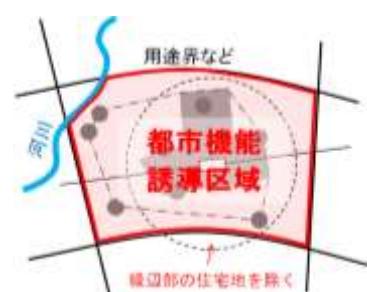
- 公共交通の利便性の高いバス圏域を確認した上で、拠点性の高い施設（高次都市施設や拠点の個性をいかした施設）の配置やまちのにぎわいを創出する商業系用途地域の配置から都市機能誘導区域の概ねの範囲を設定します。



STEP III 都市機能誘導区域の設定

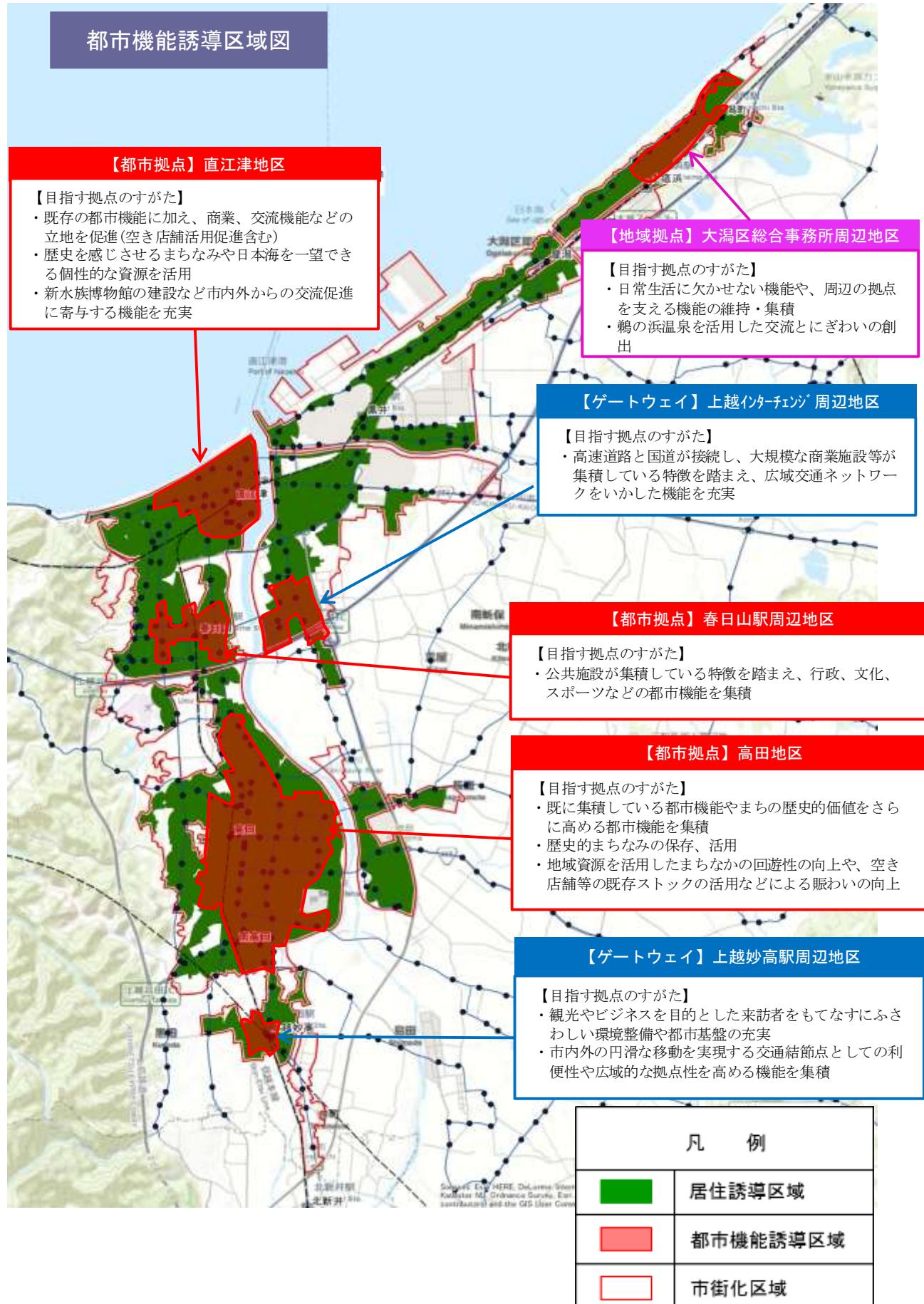
- STEP II の範囲を包含し、明確な地形地物、用途地域界、都市計画道路等を都市機能誘導区域界とします。
- ただし、縁辺部が第一種低層住居専用地域等、既存用途が住宅地である場合はその範囲を除外します。

- <地形地物の優先順位>
- ①河川・鉄道
 - ②用途地域界
 - ③都市計画道路（幹線道路含む）
 - ④その他の道水路等



(4) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域を以下のとおり設定します。併せて、各拠点の役割・特性を示します。



(5) 都市機能誘導施設の設定

都市機能誘導施設（以下、誘導施設）は、「身近な都市機能」、「高次都市機能」、「個性をいかした都市機能」の3つの都市機能に分類し、基本的な考え方を整理します。

○身近な都市機能

「身近な都市機能」を備えた施設は、都市拠点や地域拠点に必要な都市機能や将来の少子高齢化社会等を踏まえた日常的かつ基礎的な生活利便機能を備えた施設とします。なお、身近な都市機能を備えた施設は、都市機能誘導区域外においても必要とする施設です。

○高次都市機能

「高次都市機能」を備えた施設は、中枢性や広域的な求心性を高めるとともに、都市の活力をけん引し、まちなかの賑わい創出につながる一定の拠点性を持った施設とします。

○各拠点の個性をいかした都市機能

「個性をいかした都市機能」を備えた施設は、交流を育む施設、来訪者を迎えるおもてなしの施設、居住者・来訪者など多様な人々が楽しむ・学ぶ施設などの各拠点の個性に応じた施設とします。

【誘導施設】

各拠点		都市拠点			地域拠点	ゲートウェイ	
		直江津地区	春日山駅周辺地区	高田地区		上越妙高駅周辺地区	上越インターチェンジ周辺地区
【身 近 な 都 市 機 能】	保育所	○	○	○	○	-	-
	放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）	○	○	○	○	-	-
	通所型・入所型介護施設	○	○	○	○	-	-
	小規模多機能型居宅介護事業所	○	○*	○	○*	-	-
	幼稚園	○	○	○	○*	-	-
	小学校	○	○	○	○	-	-
	中学校	○	○	○	○	-	-
	病院	○	○*	○	○*	○*	○
	子育て支援拠点施設	○*	○*	○*	○*	-	-
	高等学校	-	-	○	-	-	-
【高 次 都 市 機 能】	中等教育学校	○	-	-	-	-	-
	大学	-	-	○*	-	○*	-
	高等専門学校	-	-	○*	-	○*	-
	専修学校	-	-	○	-	○*	-
	図書館	○	-	○	-	-	-
	博物館	-	-	○	-	-	-
	美術館	-	-	○	-	-	-
	大規模商業施設	○	-	○*	-	-	○
	水族博物館	○	-	-	-	-	-
	地域交流施設	○	○	○	○	-	-
【個 性 を い か し た 都 市 機 能】	多機能型地域交流施設	-	-	-	-	-	○
	文化施設（歴史的施設含む）	○	○	○	-	-	-
	スポーツ施設	○	○	○	-	-	-
	空き店舗等活用施設	○	-	○	-	-	-
	観光交流施設	-	-	-	-	○	○
	研究施設	-	-	-	-	○*	-
	宿泊施設	-	-	-	-	○*	-
	コンベンション施設	-	-	-	-	○*	○
	温泉を有する施設	-	-	-	○	-	-

* 区域内に立地していない施設（平成29年3月末現在）

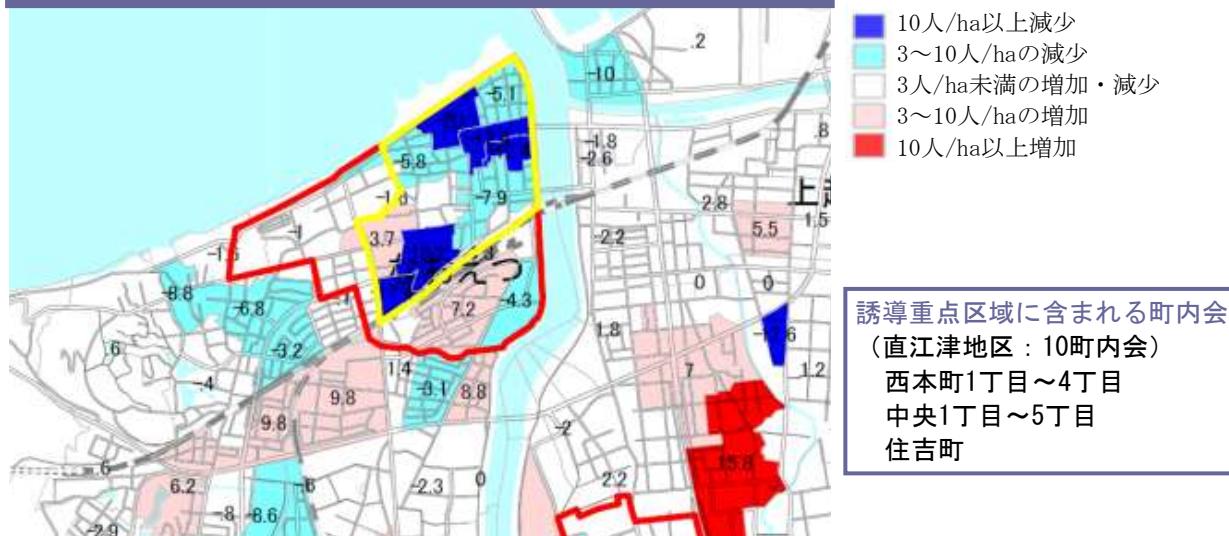
(1) 誘導重点区域とは

誘導重点区域とは、都市機能誘導区域内の都市機能誘導施設とあわせて、上越市独自の施策により、居住の誘導を促すことで効果的に人口密度の維持・向上を図ることを目的とした区域です。

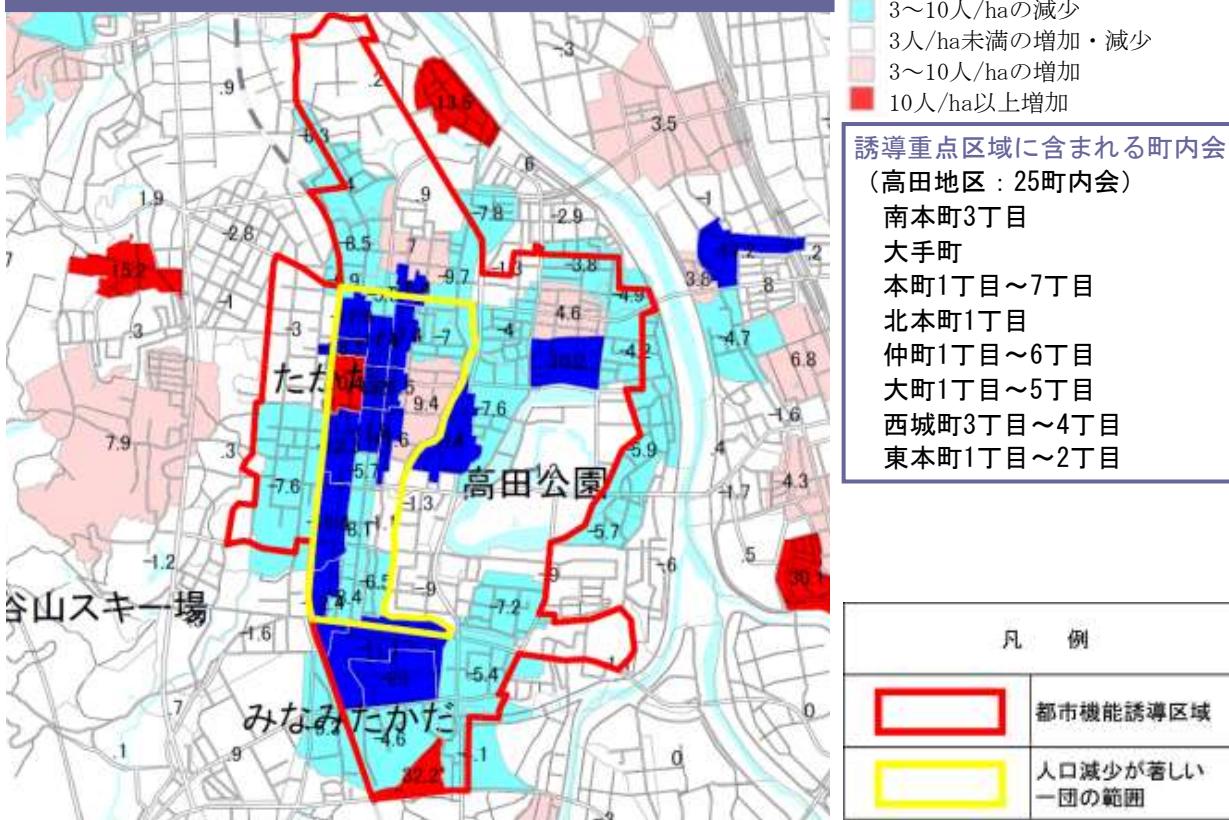
(2) 誘導重点区域の設定方針

高田、直江津の中心部で、特に人口減少が著しい一団の範囲に存する町内会区域とします。

平成12年と22年の人口密度増減比較（直江津地区）

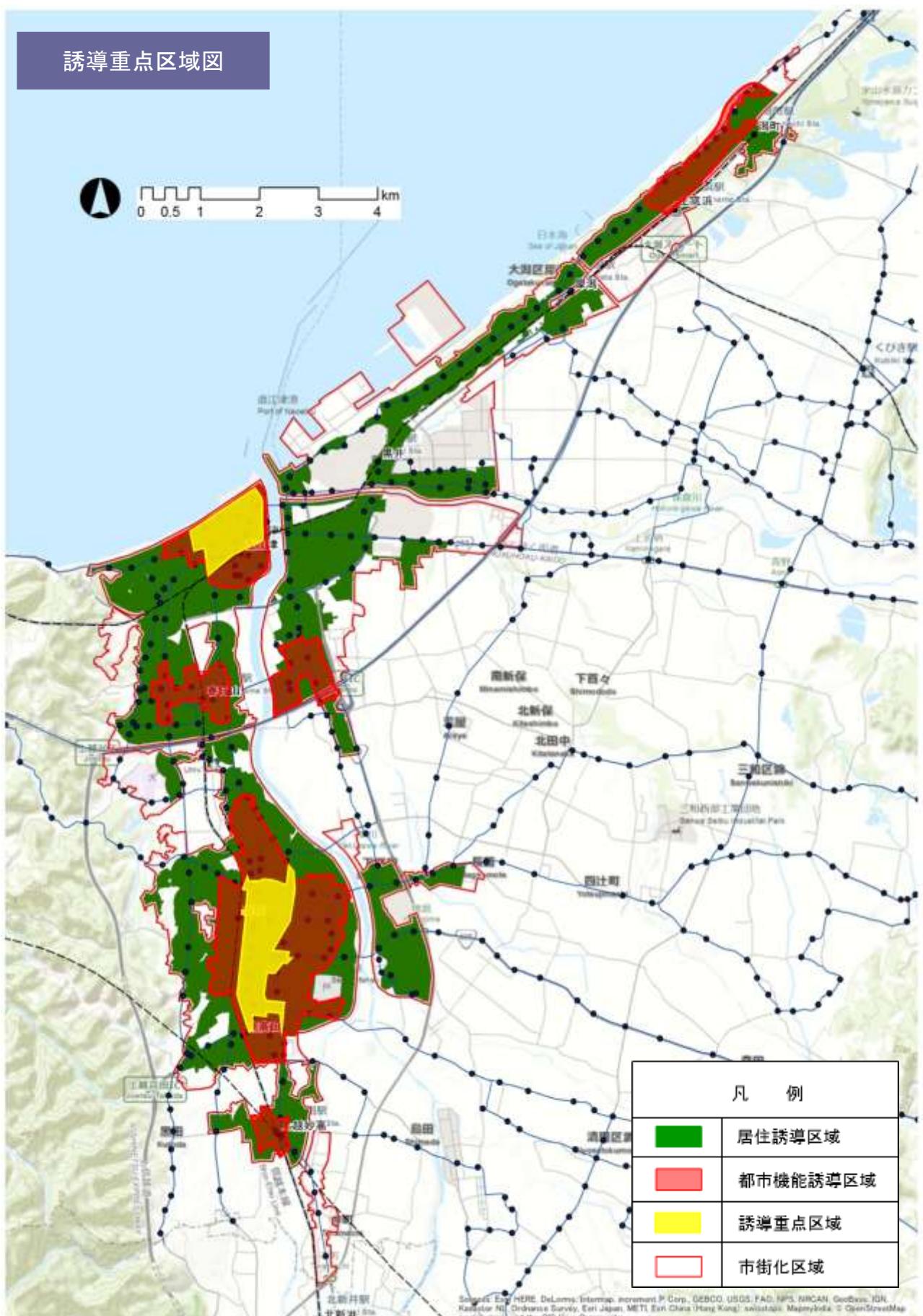


平成12年と22年の人口密度増減比較（高田地区）



(3) 誘導重点区域の設定

誘導重点区域を以下のとおり設定します。



7 施策

居住や都市機能の誘導を推進するため、国が直接行う施策、国の支援を受けて上越市が行う施策、上越市が独自に行う施策の方針を本計画に示します。

なお、具体的な施策については、別冊施策集に定めます。

(1) 国が直接行う施策

国土交通大臣が認定した認定事業者等に対する支援、都市再生推進法人（都市再生特別措置法に基づき市町村が指定した団体）に土地等を譲渡した場合の特例等の支援があります。

(2) 国の支援を受けて上越市が行う施策

代表的な施策

○居住環境の整備

空き家再生等推進事業や市街地再開発事業等を活用し、居住環境の整備改善を図ります。

○都市機能の施設整備

都市拠点においては、都市再構築戦略事業等を活用し、誘導施設の整備及びこれらの整備と併せて都市の再構築に必要な道路・公園等の整備を進めます。

○都市公園の機能再編

居住環境向上のため、総合公園での都市公園ストック再編事業を活用した整備を進めます。

活用可能な施策

○居住を誘導するための住宅整備や居住環境の向上を図る各種施策

- ・優良建築物等整備事業、都市・地域交通戦略推進事業など

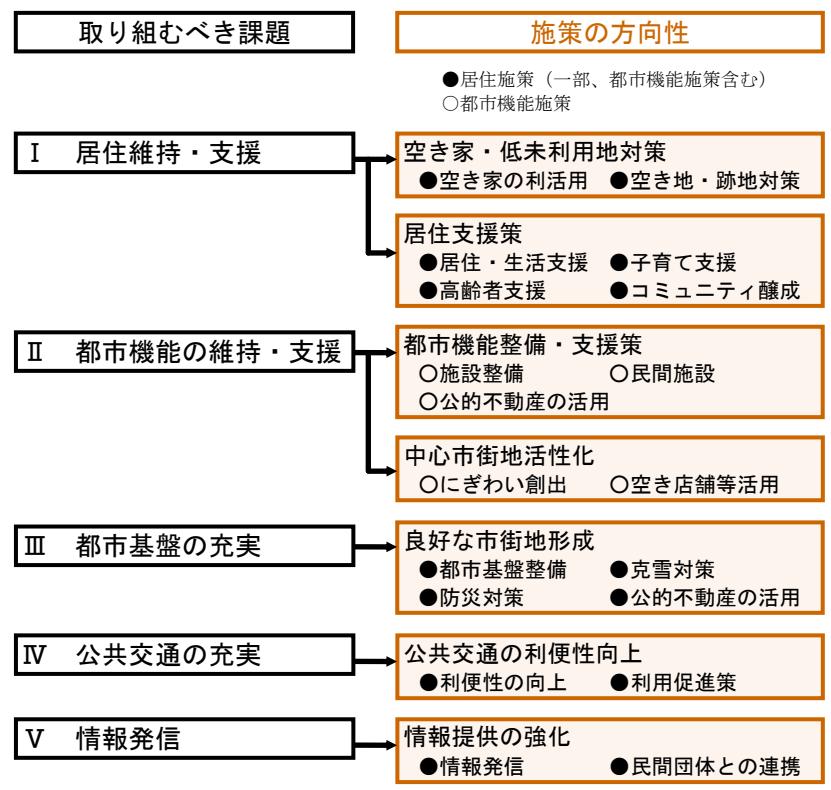
○魅力ある拠点の形成や都市の再構築を図るための各種施策

- ・集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）、都市再生整備計画事業など

(3) 上越市が独自に行う施策

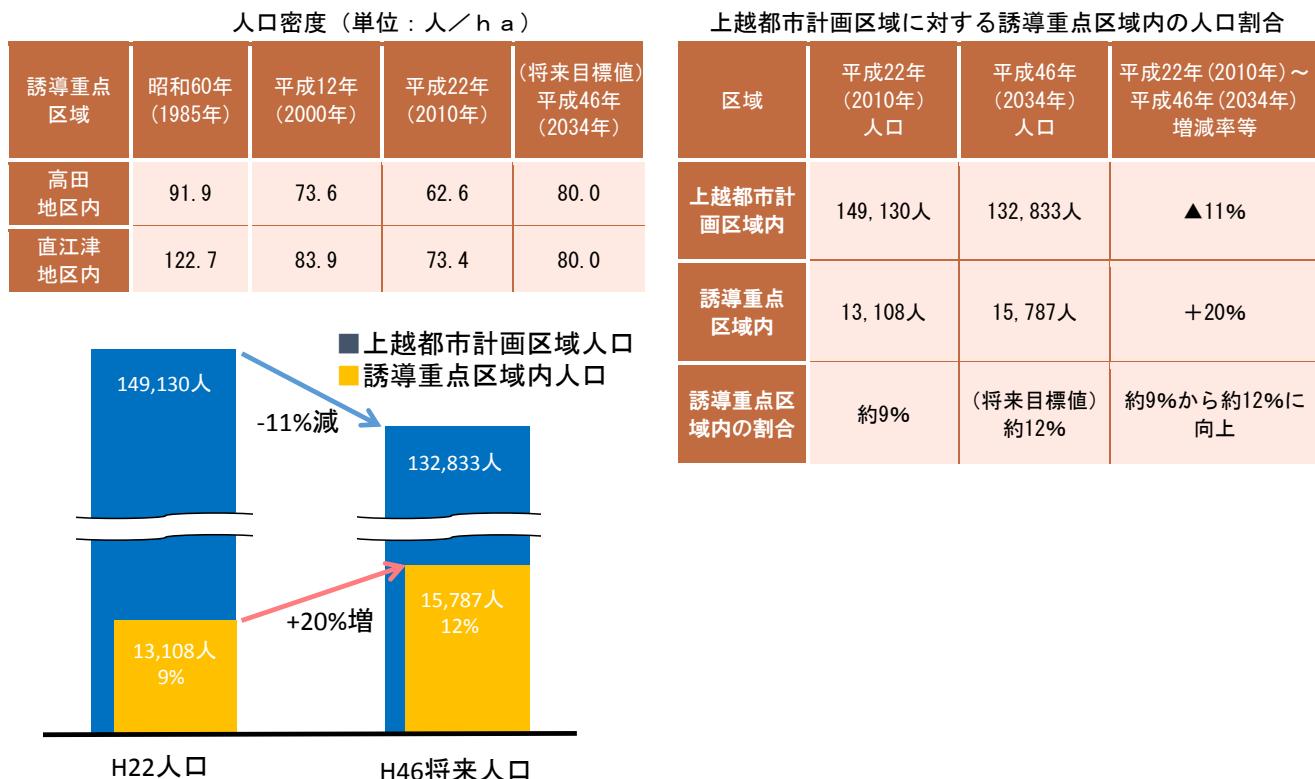
上越市が独自に行う施策の方向性は、以下のとおりです。

上越市の独自施策の方向性



8 | 目標

人口が減少傾向にある中、誘導重点区域内の将来人口密度を80人/haと設定し、誘導重点区域内の人口割合を、現在の9%から将来12%まで引き上げることを目標とします。



9 | 届出

(1) 居住誘導に関する届出

都市再生特別措置法第88条の規定に基づき、居住誘導区域外で以下の行為を行う場合、着手する日の30日前までに行為の種類や場所について、上越市への届出が必要となります。

届出の対象となる行為

- 開発行為**…… ○3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
○1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000m²以上の規模のもの
- 建築行為等**…… ○3戸以上の住宅を新築しようとする場合
○建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

(2) 都市機能誘導に関する届出

都市再生特別措置法第108条の規定に基づき、計画に定められた誘導施設に対し下記の行為を行う場合、着手する日の30日前までに行為の種類や場所について、上越市への届出が必要となります。

届出の対象となる行為

- 開発行為※**…… ○誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為
- 建築行為等※**…… ○誘導施設を有する建築物を新築する場合
○建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合
- 休廃止**…… ○都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合

※ただし、都市機能誘導区域内の開発行為、建築行為等で当該区域の誘導施設に該当する場合は届出不要

**上越市立地適正化計画
概要版**

平成29年3月
(平成30年7月改訂)

上 越 市

〒943-8601 新潟県上越市木田1-1-3
電話：025-526-5111 Fax：025-526-6111

今後の取組に関する意見まとめ

【第7回三郷区地域協議会（H31.2.25）】

【1班】

■発表内容

- ・難しい話だが、コンパクトシティのエリアの検討を地域協議会で行い、市に意見してはどうかという話が出た。市とは圃場整備のことで関わりがあるため、市内に前例のあるアーバンビレッジ構想などについて三郷区で取り組んでいいけるかどうかを検討しながら、考えていいけるのではないか。
- ・三郷区の空き家、空き地バンクを設立し、空き家、空き地関係の情報を調査して取りまとめ、市外に情報発信してはどうか。
- ・保倉区に地域活動支援事業を使って「保倉地区で家が建つ」という看板が立てられている。三郷区でも、三郷まちづくり振興会とコラボレーションしてそのようなものを作成してはどうか。
- ・三郷区の魅力を見つけ、それを情報誌や看板等でPRしてはどうか。

(その他班内で出された意見)

- ・外にPRすることが重要である。
- ・人口減少や高齢化は歯止めがかからない。とりあえず細かなところ、できるところから積み上げていくしかない。
- ・今いる人を出さないようにして、入ってくる人を増やすしかない。

【2班】

■発表内容

- ・各町内会長から協力してもらい、できる範囲で空き家、空き地の調査をしてはどうか。
- ・2月16日に開催された「諒訪区移住促進フォーラム」で講師を務めた増田氏を呼び、空き家に関する勉強会を開いたらどうか。
- ・三郷まちづくり振興会と協力し、病院やお店が近い等の三郷の良さをPRできる資料を作ったらどうか。
- ・地域協議会の役割として、いろいろ話し合いをしたことをまとめて提案することはできるが、実際の活動はできないことを確認した。

(その他班内で出された意見)

- ・「住んでいて元気の出る」、「活気のあるような」、「皆で楽しんで」、といったことを目標にしていきたい。
- ・人を呼び込むには、まず受け入れ態勢を整えるべきである。
- ・三郷まちづくり振興会で、SNSやブログ等を活用し、三郷の魅力を発信してはどうか。
- ・PRするには、何か目玉になるものが必要。各家庭で作っている野菜を集め、直売所を作ってはどうか。